

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	6-13
処分の種類	汚染土壌処理業取消等の措置命令			
根拠法令条例等・条項	土壌汚染対策法第27条第2項			
処分の概要	汚染土壌処理業の事業を廃止し、又は当該事業に係る許可が取り消された汚染土壌処理業者に対し、汚染土壌処理内の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、汚染の除去、汚染の拡散の防止のための必要な措置を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・土壌汚染対策法 第27条 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は第25条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該廃止した事業の用に供した汚染土壌処理施設又は当該取り消された許可に係る汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>汚染土壌処理業に関する省令 第13条 条文 省略</p>			
基準の制定根拠				